

重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

4-1 美しい景観の保全・整備の推進

1 山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（農業技術課）

農業は、自然循環との関わりの中で営まれており、環境と最も調和した産業で、国土の保全など多面的で公益的な機能を有しています。本県では、農業者が長年培ってきた高い生産技術と気候、風土など、恵まれた自然条件や京浜地方など大消費地に近いという立地条件を生かして、果樹、野菜、花きなどの栽培が行われています。

環境と調和した農業を推進するため、本県では、平成5年度に「山梨県環境保全型農業基本方針」（以下、基本方針という）を策定し（平成11年度、19年度及び28年度に改訂）、土づくりの推進や化学肥料・化学合成農薬の使用低減などにより、環境への負荷を軽減し、環境に配慮した持続可能な農業を積極的に推進してきました。平成28年度の改訂では、令和3年度において2016年慣行レベルに対し化学肥料由来の窒素量と化学合成農薬の使用回数を原則50%低減（ただし、果樹は化学合成農薬を低減する代替技術の確立が進んでいないことから30%低減）を目標に掲げ、環境保全型農業を推進してきました。

令和4年7月、国において「環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下、みどりの食料システム法という）」が施行され、それに伴い、本県では「山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下、基本計画という）」を令和5年3月30日に策定しました（「基本方針」は内容が包含されたため廃止）。

「基本計画」では、「やまなし農業基本計画」が目指す施策の方向性を踏まえながら、以下に示す目標指標を掲げ、山梨県における環境と調和した農林水産業の実現を目指します。

目標指標	基準 (R3)	目標 (R8)
①化学肥料由来の窒素利用	R3実績→10%減	
②化学合成農薬の使用成分回数	R3実績→10%減	
③環境保全型農業直接支払い制度の取組面積	160ha	220ha
④有機農業取組面積	234ha	300ha
⑤やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物認証制度の取組面積	4,852ha	7,300ha

4-2 環境の保全に資する農業の推進

1 環境に配慮した農業の総合的な推進

(1) 推進の背景と趣旨（農業技術課）

農業は、生態系の物質循環システムを活用して、再生産可能な資源を得るという点で環境との調和を基礎とする産業です。しかし、余剰な肥料成分は、地下水・湖沼等の水質汚濁や富栄養化の一因となる可能性があります。

平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」では、「農業の自然循環機能の維持増進」が位置づけられ、これを受けて、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下、持続農業法という）」などのいわゆる環境三法が制定されました。さらには、平成18年に「有機農業の推進に関する法律」が制定されるなど、農業生産活動に由来する環境負荷の低減を求める動きが強まってきました。

また、令和3年に農林水産省において、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取り組みとカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進しています。

このような背景を踏まえ、化学肥料、化学合成農薬等の資材の使用に伴う環境への負荷をできる限り抑え、環境保全と生産性の両面で調和がとれた環境に配慮した農業の推進を図るものです。

(2) 旧持続農業法による認定農業者（エコファーマー）の認定（農業技術課）

平成11年10月に施行された「持続農業法」に基づき、本県では、果樹をはじめ、野菜、水稻などについて農業者が導入すべき生産方式を明示した「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を平成12年1月に策定・公表しました。県の指針や国の基準に適合する「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を作成し、認定された多くの農業者がエコファーマーとして環境保全型農業に取り組んできました。

令和4年、「みどりの食料システム法」の施行に伴い、エコファーマーの認定に係る「持続農業法」が廃止されたものの、同法において、現エコファーマーの認定に係る導入計画は、その認定期限（5年間）まで効力を有するとされました。

(3) 山梨県環境負荷低減事業活動実施計画による認定農業者（みどり認定）の認定（農業技術課）

旧エコファーマー認定制度に代わり、新たに「みどり認定」制度が創設され、本県も「山梨県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領」を令和5年3月に策定しました。旧エコファーマー認定制度における、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に加え、有機農業の取り組みやバイオ炭の農地への施用活動等を認定要件に追加し、引き続き、みどり認定の取得を推進しています。

(4) 環境保全型農業の技術実証（農業技術課）

本県では、環境保全型農業の普及・定着を図るため、各地域普及センターが主体となってエコ技術実証ほを設置し、栽培技術実証と地域定着に対し支援を行っています。

さらに、平成24年度からは環境保全型農業直接支払補助金により、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減（特例3割低減）する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に

効果の高い営農活動(有機農業、草生栽培等)を支援しています。

(5) 有機農業の推進(農業技術課)

本県では、「有機農業の推進に関する法律」を受け策定した「山梨県有機農業推進計画」(令和3年3月改訂)に基づく施策を展開してきました。令和4年度の「基本計画」の策定により、「山梨県有機農業推進計画」はその内容が包含されるため廃止となりましたが、引き続き、「基本計画」において、有機農業の推進に向けた施策を展開しています。

具体的には、有機農業者の技術向上のためのセミナー開催、有機農業を普及するための現地実証ほの設置などを行っています。また、県、有機農業実践団体、消費者団体、農業団体等関係者で「環境にやさしい農業推進会議」を開催し、検討状況を踏まえながら有機農業を推進しています。

(6) 農業用廃プラスチックの回収と処理(果樹・6次産業振興課)

本県の農業は、果樹や野菜、花きなどのハウス栽培や野菜のトンネル栽培等の施設園芸により生産性の高い農業を営んでいます。これに伴い、使用済みとなった農業用プラスチックが排出されることから、その適正処理を図るため、県、関係市町村、関係農業団体と協力して、昭和51年に社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設置しました。(平成25年4月に公益社団法人に移行)

処理センターでは、県内のハウス栽培やトンネル栽培などに使用されたビニールやポリフィルム類を収集、再生利用可能なものを分別し、有価販売などにより適正処理に努めています。また、市町村、農協等と連携して農業用廃プラスチックの適正処理に関する啓発も行っています。

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
回収量	468	465	503	517	558	531	598	555	508	525
処理量	538	554	508	540	565	596	653	568	549	532

(7) 甲斐のこだわり環境農産物の認証(果樹・6次産業振興課)

県内で生産される農産物に対し、県で定めた基準から化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ30%以上削減したものを認証することにより、環境にやさしい農業を推進し、農産物の消費拡大を図ることを目的に、本事業を平成14年度から実施しています。

○令和5年度事業実施内容

- ・認証制度のPR
- ・認証制度説明(随時)
- ・環境農産物認証実績(R4)のとりまとめ 4品目、7件



(8) 荒廃農地の解消(農村振興課、担い手・農地対策課、耕地課)

農地は農業生産の基盤であり、食料の安定供給や地域の景観保全のために、有効活用を図ることが必要です。

県では、荒廃農地の発生防止に向け、市町村、農業委員会等の関係機関と連携し、農地の貸借等に関する情報共有と、農地中間管理機構等が行う農地貸借を推促進するとともに、農業生産基盤の整備を行っています。

また、荒廃農地の解消に向け、農地中間管理機構等が行う荒廃農地の再生や簡易な基盤整備を支援しています。

さらに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した農地を保全するための地域の共同活動により、荒廃農地の発生抑制に取り組んでいます。

○令和5年の荒廃農地解消面積 197ha

(9)環境に配慮した農村の整備(農業農村整備事業)(耕地課)

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。農業農村整備は、生産基盤の整備を通じ、農業生産性の向上や農業経営の合理化等を目指すとともに、持続的な農業生産活動を可能とすることにより、自然環境の保全や景観形成など農村地域の持つ多面的機能の向上を図るものであります。農業・農村の持続的な発展と自然や景観等への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を形成・維持できるように環境との調和に配慮しながら幅広く事業を実施しています。